

11. 教育

	タイトル	意見等
1	不登校児の転校について	<p>学校教育法施行令第8条により、教育委員会は、家庭の事由や身体的事由等の中でやむを得ない事由がある場合は、保護者の申立てにより指定校の変更ができるとなっています。</p> <p>このやむを得ない事由に、いじめ・不登校は該当するのに、教育委員会に転校したい学校を伝えても、校長の判断で転入を受け入れられない、校区内の生徒は受け入れ義務があるから受け入れるが、校区外の生徒は無理してまで受け入れられないと言われました。</p> <p>この判断は、児童の新たな一歩を踏みこむ行為ではないでしょうか？またいじめ重大事態の認定をしたくない思いがあるからではないでしょうか？</p> <p>児童がこの学校なら心機一転通学できると思う所に、住所変更しないと転校できないシステムを変えてもらいたいし、この事実を後藤田知事には知ってもらいたいです。</p>
2	高等教育機関による地方創生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島大学を東京大学徳島校にする。 ※ 徳島大学総合科学部の学部改組を行って、徳島大学に法学部・経済学部・文学部を開設する。 ○ 徳島文理大学を慶応義塾大学徳島校にする。 ※ 徳島文理大学に理工学部・医学部を開設する。 ○ 神山まるごと高等専門学校を慶応義塾大学理工学部直轄の慶応義塾大学理工学部附属神山まるごと高等専門学校にする。
3	高等教育機関による地方創生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳴門教育大学を東京学芸大学徳島校にする。 ○ 徳島工業短期大学を豊田工業大学徳島校にする。
4	徳島県における獣医師の養成について	<p>○後藤田正純徳島県知事は徳島大学に獣医学部を開設して、厚生労働省国務大臣の定める基準に該当する高度人材たる獣医師の養成をしなければならない。</p> <p>※ 例 北海道大学獣医学部</p>
5	県立高校エアコン稼働の基準について	<p>夏はあまりにも暑い日が続くので、高校にエアコンの稼働基準を見直して欲しいとアンケートでお願いしましたが、県の基準を目安に対応しているとの事でした。28℃以上で稼働してくれている様ですが、湿度が高くても気温が基準以下だとエアコンを稼働させてくれません。蒸し暑く勉強に集中出来ずに子供が困っています。エアコンが稼働できないのならば体操服で授業を受けられる様にして欲しいともお願いしましたが、許可されませんでした。年々暑さが厳しくなっているため、稼働基準を見直していただけませんか。</p>